

事後審査型一般競争入札（施工者希望型週休2日工事）の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年12月27日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

工 事 名	令和6年度 松本市アルプス公園小鳥と小動物の森水鳥舎改築主体工事
工 事 場 所	松本市大字蟻ヶ崎字大平2455番1の一部 他377筆
工 事 概 要	松本市アルプス公園小鳥と小動物の森の水鳥舎改築工事を行うもの
工 期	契約日から令和7年10月31日まで
そ の 他	松本市電子入札実施要綱（令和6年10月21日施行）に定める入札方式による対象案件である。

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	建築一式工事 格付A・B級（818点以上）【令和6年度格付】
建 設 業 許 可	建築一式工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配 置 技 術 者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できること。 (2) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。
所 在 地 要 件	松本市内に本店を有していること。
施 工 実 績 要 件	不要
その他の参加資格要件	(1) 松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第339号）第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 本工事の落札者は、近接工事のため、下記工事の入札に参加できないものとする。 令和6年度 松本市アルプス公園小鳥と小動物の森水鳥舎改築機械設備工事

3 社会保険等未加入対策について

建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約締結を行う案件から下記下線部分の条項を新たに適用します。

- (1) 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

- (2) 受注者は、下請負契約をしたときは、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。

- (3) 受注者は、下記の届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合又は特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

4 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
入札参加申請受付	令和 6 年 12 月 27 日(金)から 令和 7 年 1 月 9 日(木)まで	(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第 1 号)」とする。 (2) 受付時間 ア 持参の場合 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土・日曜日及び祝日を除く) イ 電子メール又は郵送の場合 最終日の午後 5 時までに到着した分まで ※電子メールの場合は、件名に「事後審査型一般競争入札参加申請書」と入力すること。 ※郵送の場合は、封筒に「事後審査型一般競争入札参加申請書在中」と記載し、書留郵便等により提出すること。 (3) 提出場所 〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号 松本市 財政部 契約管財課(本庁舎別棟 2 階) 電子メール: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp
紙入札承認申請受付	令和 6 年 12 月 27 日(金)から 令和 7 年 1 月 22 日(水)まで	(1) 紙により入札する場合は、紙入札承認願(様式第 1 号)を松本市財政部契約管財課へ持参すること。 ・ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土・日曜日及び祝日を除く) (2) 紙入札承認願様式は市ホームページからダウンロードすること
設計図書等の閲覧等	令和 6 年 12 月 27 日(金)から 令和 8 年 3 月 31 日(火)まで	松本市入札情報システムに掲載する。
設計図書等に関する質問受付	令和 7 年 1 月 6 日(月)から 令和 7 年 1 月 16 日(木)まで (ただし最終日は、午後 3 時までに 契約管財課へ到着した分までとする。)	(1) 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) (2) 質問がある場合のみ、電子メール又は F A X により送信すること。 質問書送信先: 松本市 財政部 契約管財課 電子メール: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp F A X : 0263-36-2592
回答の閲覧期間	令和 7 年 1 月 22 日(水)から 令和 7 年 1 月 28 日(火)まで	松本市入札情報システムに掲載する。 回答書は閲覧期間において、確認してください。なお、案件によっては、期間前であっても閲覧に供する場合があります。
入札書等の提出期限	令和 7 年 1 月 23 日(木) 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 1 月 27 日(月) 午後 3 時まで	(1) 電子入札システムにより提出すること。 ・ 提出する際、必ず、3 桁のくじ番号を設定すること。 ・ 第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書を添付すること。 (2) 紙入札者は松本市財政部契約管財課へ持参又は簡易書留等により提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和 7 年 1 月 29 日(水) 午後 3 時まで	(1) 電子入札システムにより提出すること。 ・ 提出する際、必ず 3 桁のくじ番号を設定すること。 (2) 紙入札者は松本市財政部契約管財課へ持参又は簡易書留等により提出すること。
開札日時・場所	令和 7 年 1 月 28 日(火) 午前 9 時 30 分から	松本市役所 契約管財課 契約室 (本庁舎別棟 2 階)
入札参加資格確認申請書提出について	(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 2~5 号)」とする。 (2) 落札候補者となった日から 2 日以内(閉庁日を除く。)に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、持参により提出すること。郵送等による提出は認めない。 提出場所: 松本市 財政部 契約管財課 受付時間: 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	

落 札 者 の 決 定 等	(1) 複数の入札案件について同一の者が落札候補者となった場合における落札者決定の順番は、原則として入札日時の順とする。ただし、不落、不調、中止、入札方法の違い等による場合を除く。 (2) 変動型基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 (4) 予定価格の制限の範囲内で、変動型基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 (5) 落札候補者から提出のあった入札参加資格確認申請書を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。 (6) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から2日以内（閉庁日を除く。）に行う。 (7) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ文書等により通知する。 (8) 入札参加資格がないと認めたときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格を算定し落札候補者を決定する。 (9) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内（閉庁日を除く。）にその理由について文書により説明を求めることができる。なお、文書は松本市財政部契約管財課へ持参により提出することとし、回答は文書により行う。
入 札 結 果 の 公 表	落札者を決定した後、松本市入札情報システム、松本市財政部契約管財課にて公表する。

5 入札事項等

入 札 事 項	(1) 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は1回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約管財課より連絡する。 (2) 紙入札により入札に参加しようとする者は、松本市電子入札実施要綱第7条の規定による所定の手続を行うこと。
適 用 す る 制 度	松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱（ただし、同要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。）
入 札 の 無 効	松本市入札心得第6条及び松本市電子入札実施要綱第11条の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
入 札 保 証 金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前 払 金 ・ 中 間 前 払 金	適用あり 前払金については、令和6年度に令和7年度分を含めて請求できるものとするが、上限は年度予算額の範囲内とし、残額は令和7年度に前払金として請求できるものとする。
部 分 払 金	適用あり
出 来 高 予 定 額 割 合	請負代金額のうち、令和6年度 0%
支 払 限 度 額 割 合	請負代金額のうち、令和6年度 約40%（前払金として・予算の都合により変更の場合有り。）

6 週休2日工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、施工者希望型週休2日工事として発注をする。なお、週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。

7 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱、松本市電子入札実施要綱、松本市電子入札システム利用規則及び松本市入札心得に示すとおりとする。

8 担当部課（問い合わせ先）

公 告 の 内 容	松本市 財政部 契約管財課 契約担当（松本市丸の内3番7号）	TEL 0263-34-8301
工 事 の 内 容	松本市 総務部 公共施設マネジメント課	TEL 0263-34-3247